# 龍谷大学 国際社会文化研究所 紀要

第25号 2023年6月

Journal of the Research Institute for International Society and Culture, Ryukoku University

Vol. 25 2023.6

#### I 個人研究

研究課題:南方熊楠の主著「十二支考」の解読

Analysis on "Jūnishikō" or A Study of Chinese Twelve Zodiacs, written by Minakata Kumagusu

南方熊楠「十二支考」虎の回の解読 ・・・・・・・・・・・ 松居 竜五 7 Reading the "Tiger" treatise of A Study of Chinese Twelve Zodiacs by Minakata Kumagusu

#### Ⅱ シンポジウム

「公共性の危機」と人文・社会科学の課題

----2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウムの概要---·· 田中 明彦 23

> 筒井のり子 竹内 綱史

# I 個 人 研 究

## 【研究課題】

# 南方熊楠の主著「十二支考」の解読

Analysis on "Jūnishikō" or A Study of Chinese Twelve Zodiacs, written by Minakata Kumagusu

# 南方熊楠「十二支考」虎の回の解読

松居 竜五\*

# Reading the "Tiger" treatise of A Study of Chinese Twelve Zodiacs by Minakata Kumagusu

Ryugo MATSUI\*

Minakata Kumagusu wrote his chef d'oeuvre in the field of natural history and folklore studies, *A Study of Chinese Twelve Zodiacs* from 47 to 58 years old. Kumagusu, born in Wakayama in 1867, studied the materia medica of China and Japan in childhood, started his school life in Tokyo at 15, but left the Preparatory College for Tokyo University at 18, moved to the United States at 19, then to London at 25. After having returned to Japan at 33, he began to live in Tanabe at 36, got married and blessed with one son and one daughter there. He was vehemently devoted in the movement against the Governmental policy of shrine merger which vastly destructed the local environment, and launched the writings of the Japanese articles for the major Japanese magazines after that. *A Study of Chinese Twelve Zodiacs* was the result of his huge readings in his early life of the books in both Eastern and Western languages throughout all ages.

The "Tiger" treatise as the first part of A Study of Chinese Twelve Zodiacs was published in 1914, the Year of Tiger according to the Chinese calendar. In this paper is explained how this work has been academically researched and generally accepted since its publication, and will be repositioned in the cultural legacy of human beings. We therefore examine the folklore theory, cultural relativism theory, and multinaturalism theory for the interpretation of the "Tiger" treatise.

#### はじめに

南方熊楠が 47歳から 58歳にいたるまで書き継いだ「十二支考」は、博物学・民俗学における代表作とされるものである。熊楠は慶応 3(1867)年に和歌山の城下で生まれ、幼い頃から和漢の本草学を筆写により学んだ。15歳から東京で学生生活を送るが、18歳で東京大学予備門を中退し、19歳の時に渡米、さらに 25歳でロンドンに渡った。33歳で帰国した後は、36歳から和歌山県田辺での定住生活に入り、結婚して、一男一女をもうけた。紀伊半島の生態系の破壊を憂えておこなった烈しい神社合祀反対運動を経た後、雑誌『太陽』などでの本格的な日本語での著述活動を開始。「十二支考」は、そうした波瀾万丈の半生と、古今東西に及ぶ膨大な読書を背景とした熊楠が、満を持して執筆したものであった。

「十二支考」の嚆矢となる「虎に関する史話と伝説、民俗」は、大正3 (1914) 年の寅年にあたり発表された。それから百年以上経ち、九廻り目の寅年となる2022年を迎えた現在に至るまで、「十二支考」はどのように研究され、また一般に読まれてきたのか。本稿では、現在における「十

<sup>\*</sup> 龍谷大学国際学部教授

二支考」虎の回の研究状況を紹介し、あわせてこの作品が、今後どのように読まれていくかを、フォークロアによる解釈、文化相対主義による解釈、そして多文化主義による解釈について考察する。

#### 「十二支考」虎の回と腹稿

南方熊楠の著述活動を考える上で、研究的にもっとも重要な要素は、関連する一次資料である。南方熊楠が生涯に集めたり作成したりした大量の遺品は、昭和16(1941)年の熊楠の死去の後、旧邸の蔵にそのまま残された。こうした資料は、妻の南方松枝や長女の南方文枝とその夫の岡本清造のご遺族の手で丁寧に保管され、2006年に旧邸の隣地に開館した南方熊楠顕彰館が、そのほとんどを継承することとなった。1965年に開館した白浜町の南方熊楠記念館への移管分、1980年代の国立科学博物館つくば実験植物園への移管分と併せて、過去の傑出した思想家の資料が、これだけ完全なままで残されている例は稀であると言えるだろう。

「十二支考」に関連して言えば、熊楠の情報源となった図鑑などの書籍や、古今東西の書籍からの抜書、執筆のためのメモである「腹稿」や、雑誌『太陽』の掲載号などが、直接の一次資料に当たる。特に「腹稿」と呼ばれる巨大なメモは、熊楠がそれまでの古今東西にわたる膨大な読書をどのように日本語の論文のために活用したかという過程が如実に書き残されたものである。おそらく1912 年頃に始められたこの「腹稿」による日本語論文の執筆方法は、「十二支考」虎の回にあたって全面的に使用されており、 $A \sim D$  稿と名付けた 4 段階のものが残されている。

腹稿に関しては、最近の平川恵実子の調査によって、これまで考えられていたよりもずっと多く、実に百点以上が現存していることが、明らかになった。さらに「十二支考」については、書かれなかった牛の分まで含めて、十二支すべてに関する腹稿が残されているという興味深い事実もわかってきた<sup>1)</sup>。その数は、確認できるだけでも全体の二割程度にあたる 20 件以上に及んでおり、腹稿という資料の総体の中で「十二支考」が占める役割が大きいことが想定できるのである。

これは、「腹稿」という熊楠の独自の形式の成立とも深く関わる問題であろう。田村義也によれば、腹稿が作成され始めたのは、おそらく「十二支考」が構想され始める直前の1912年のことである<sup>2)</sup>。この頃、熊楠は日本語での論文の書き方について試行錯誤を繰り返していた。実際、田辺に定住して『人類学雑誌』などへの投稿を始めた頃の熊楠の日本語論文は、欧文文献を列挙するような生硬なスタイルを用いており、一般の読者としてはいかにも読みにくいものが多い。1911年9月に「神跡考」を自ら邦訳して柳田国男に送った際には「あまり材料多くかえりて向う人にはわかりにくくなり、おしきものに候」<sup>3)</sup>という苦言を受けている。

こうしたことを受けて、熊楠は自己の日本語論文の改革に取り組むことになる。その甲斐あって、柳田に紹介されて、一般誌の『太陽』に掲載した「猫一疋の力に憑って大富となりし人の話」(1912 年 1 月)では、説話の伝播説に基づくわかり易い文体が初めて用いられた。その後、新たに『太陽』に「十二支考」を連載することが決まり、1914 年の寅年元旦を目指して前年暮れに執筆したのが、第一作にあたる「虎に関する史話と伝説、民俗」であった。つまり、腹稿が作成され始めたのは、ちょうど熊楠が日本語論文への参入に本格的に取り組んでいた頃のことであり、その成果が10 年以上にわたって連載されたのが「十二支考」だったと考えられるのである。

こうした経緯から考察すると、1912年以降に熊楠が夥しい量の腹稿を作成しているのは、それ

まで自分が英語論文で用いてきた思考法を日本語論文に転換するための必要性に駆られたためという見方ができるだろう。実は、熊楠は腹稿のような形式の草稿を、英文論考の執筆の際にはほとんど使用していなかったようである。英文執筆のためのメモは「課餘随筆」などに散見されるが、原典を普通に抜き書きしたような体のものとなっている。また帰国後の「燕石考」「鷲石考」のような長編の英文論考の場合でも、腹稿を用いた形跡はない。

その理由として, 熊楠が柳田宛に述懐している次のような欧文と邦文の論文の書き方のちがいが 挙げられる。

小生の文なども、欧文は foot-notes を用い得るゆえ本文の順序は整然たるを失わず。しかるに古ギリシア・ローマの文と同じく、日本には足注を用いて、本文の加勢するに止まるほどの不必要譚を別に付するの方なし。4)

つまり、欧文では脚注を自在に使えるために、文章自体はすっきりとした流れで書けるが、邦文 はそのような複線的な文章の展開が不可能であると、熊楠は感じていた。だから、日本語の文章で は思いついたままの順序で書くことはできないということになる。

この背景には、欧文の書籍を日本語の文章にどのように引用するかについて、熊楠が頭を悩ませていたという事情がある。1911 年以前に『人類学雑誌』などに掲載した熊楠の論文は、主に「ロンドン抜書」から引用した欧文の書誌が言語のまま入るような体裁で一貫しており、日本語の文章として読み通すことを拒否するようなものであった。太陽に掲載する文章についても、当初熊楠は、「一字を増減せず引用の書目、欧字ことごとく入れ」らるつもりであった。しかし、「猫一疋の力に憑って大富となりし人の話」の成功を受けて、「十二支考」の連載の構想を建てる中で、このような欧文志向の熊楠の姿勢は徐々に変化していったものと思われる。

このような状況にあって、熊楠は「ロンドン抜書」の作成や英文論考の執筆を通じて培ってきた英語での思考法を、いったん解体し、日本語読者のために組み替え直す必要に迫られていた。そこで、まずはさまざまな素材を大判の紙にぶちまけて、それを整理していく腹稿のような形式を、執筆のために用いることとなったのであろう。1914年に始まる「十二支考」は、そのような熊楠の実験のための格好の舞台であったと見なすことができる。

#### 「虎」腹稿の特徴

現在確認されているところでは、「虎」の腹稿は A 稿~D 稿の 4 種類に分けられる。他の腹稿ではこれほど念入りに作られているものは見当たらず、このことからは「虎」執筆にあたって、熊楠が準備に力を入れていたことが窺える。

このうち、A稿(南方熊楠顕彰館資料〔自筆316〕)の右端部には「和漢三才図会/プリニウス / クルツク北印度志/グベルナチス」など、熊楠が構想を練るために思いついた書籍名が書き付けられている。おそらくこれは、1913年11月8日の日記に記された「夜九時過湯に之、帰て太陽へ出すべき虎のこと調査にかかる。先づ引用あらまし、書名かき付く」のに対応するものと思われる。つまり、A稿のこの部分が「虎」の腹稿の始まりだったと考えてよいだろう。

A稿では、この右端部の参考書の列挙に続いて、そうした書籍から抜き出されたさまざまなア

イデアと書誌が書き付けられた。また書籍だけでなく抜書からの情報も多く、たとえば「英抜」と略記された「ロンドン抜書」(1895~1900 年作成)や「抜」と略記された「田辺抜書」(1907~1931 年作成)からの情報が目につく。

この A 稿と同じ時期に作成されたと考えられるのが D 稿 [自筆 317] である。D 稿は巻物風の紙に書かれているので、いわゆる腹稿らしい外観ではないが、内容的には A 稿を補完する内容となっている。D 稿の中で興味深いのは、途中に朱で×と○とが付け加えられていることである。×が付いているのはフレイザーの『金枝篇』 $^{71}$ からの逸話で、○が付いているのはマースデンの『スマトラ史』 $^{81}$ からのものである。完成版と比較すると、前者は見当たらず、後者は取り入れられているので、単純に不採用には×、採用には○を付けたものと考えてよいだろう。採用されたマースデンの話は次のような愉快なものである。

欧人が虎捕らんとておとしを仕掛けると、夜分土人そこへ之き、虎に告げる体で、これは私らが做たんでない、全くわれらの同意なしに毛唐人がしたのでござると言って帰るそうだ。<sup>9)</sup>

こうしてまず A 稿と D 稿が作成された後、全体をまとめるかたちで作成されたと考えられるのが C 稿群である。この C 稿群は、C1 [自筆 312]、C2 [自筆 314]、C3 [自筆 318]、C4 [自筆 315] の 4 枚からなっているが、テーマごとに内容が集められており、それに(1)~(64) までの番号が振られている。A 稿と D 稿群のセグメントは、一部を除いてほぼそのまま、C 稿群の新たな構想下の位置へと転記されていった。

そして、この C 稿群を元にして B 稿 [自筆 313] が作成される。C 稿群のクラスタのみが B 稿 に転記され、完成版の流れを想定して配置され直す。この流れに基づいて、各章のおおまかな名称、および図版の候補が決められた後、B 稿の流れに基づいて、本文が執筆された。個々の記述に関しては C 稿群が元になり、場合によっては A 稿・D 稿も適宜参照されたと考えられる。執筆に際しては、あらためて原典を読み直しつつ自分の文体に変換した可能性が高いが、記憶のままに書いていることも考えられる。

このような四段階の過程は、「虎」関連論文に限らず、その後の日本語論文の執筆においても、何らかのかたちで踏襲されたはずである。ただし、四種類の腹稿が現存する「虎」の回とは異なり、その後の「十二支考」などの腹稿は、ほぼ一種類のみが残されているようである。この理由としては、熊楠が執筆に慣れてくるにつれて、第一~第三段階が一つの腹稿の中で一度におこなわれるようになったということが考えられるが、この点は各腹稿の分析の中で確認する必要があるだろう。その一方で、今後、現存しない腹稿やそれに類するメモが当時は存在したのか、書籍や抜書への関連書き込みがどの程度確認できるのかといった調査も含めた、多角的な検討も重要である。

腹稿を分析すると、熊楠は自分が思いついた情報をかなり取捨選択して、完成版を執筆していることが判明してきた。そのことからも、「十二支考」は単なる情報の羅列ではなく、熊楠なりに考え抜いた末に生み出された著作であったことがわかるのである。

#### フォークロア研究と「十二支考」

ここからは「虎に関する史話と伝説、民俗」の内容をもう少し詳しく読んでみることにしたい。

実は,「十二支考」の嚆矢となったこの作品の中で, 熊楠は自分の学問的な方法論について, 一般向けに分かりやすく解きほぐして紹介しようとしていることが見て取れる。たとえば, 次のような部分である。

諸国の俗伝にちょっと聞くとまことに詰まらぬこと多くあるを迷信だと一言して顧みぬ人が多いが、何の分別もなく他を迷信と蔑む自身も一種の迷信者たるを免れぬ。したがって古来の伝説や俗信には間違いながらもそれぞれ根拠あり、注意して調査すると感興あり利益ある種々の学術材料を見出しうる10)

一見,非科学的な「迷信」のように見える民間伝承も,たんねんに分析することで学術上に有益なことがたくさん見つかる。この認識は,生涯を通じて熊楠が持ち続けた研究姿勢の根幹と言えるだろう。こうした迷信や俗信の研究の例として,熊楠は虎が「夜視るに一目は光を放ち,一目は物を看る」という唐代の『格物論』の記述を取り上げる。そしてこれを実験で確かめようとするのだが,さすがに本物の虎では無理ということで,猫を用いることになった。

予闇室に猫を閉じ籠めて毎度験すと、こちらの見ようと、またあちらの向きようで、一目強く 光を放ち、他の目はなきがごとく暗いことがしばしばあった。<sup>11)</sup>

虎の一目が光を放ち、一目は物を見るというこの伝承は、熊楠が七歳の頃から親しんだ『頭書増補訓蒙図彙』〔和古 110.16〕の中にも見られるものである。ここからは、幼少期から「十二支考」の時期に至るまで、熊楠の関心が一貫したものであったことがわかる。

幼年期から持続するこうした関心の持ち方は、熊楠個人の学問の特徴として挙げられるものであるが、同時代のヨーロッパにおけるフォークロア研究の進展を意識していることも指摘できるだろう。19世紀初頭にドイツのヤーコプ(Jacob Ludwig Carl/Karl Grimm, 1785-1863)とヴィルヘルム(Wilhelm Carl Grimm, 1786-1859)のグリム兄弟が始めた民間伝承の収集と研究は、ヨーロッパ各地で影響を与えた。英国では1846年にウィリアム・トムズ(William John Thoms, 1803-1885)がグリム兄弟の方法を参考にして Folklore という言葉を考案し、1848年に『ノーツ・アンド・クエリーズ』 Notes & Oueries という雑誌を創刊して、誌上でその収集を呼びかけている。

熊楠は1898年に知人のチャールズ・リード(Charles Hercules Read, 1857-1929)の紹介で当時の英国におけるフォークロア研究の泰斗ジョージ・ゴム(George Laurence Gomme, 1853-1916)に手紙を書き、自分が書いた論文の発表先についての助言を求めた。このやりとりのその後の経緯については不詳であるが、結果的に熊楠は『ノーツ・アンド・クエリーズ』誌への投稿を1899年に開始し、常連の投稿者となった。つまり、熊楠は日本人として初めて英国のフォークロア研究に本格的に参画した人物だったわけである。雑誌『太陽』における「十二支考」の連載は、そうした熊楠の英国での研鑽を活かすための恰好の舞台となったと言うことができるだろう。

#### 文化相対主義と「十二支考」

フォークロア研究が19世紀のヨーロッパの学問の新しい流れであったと位置づけるならば、20

世紀に入って世界の知的潮流となっていったのが「文化相対主義」cultural relativism または「多文化主義」multiculturalism である。20世紀の後半になってあらためて南方熊楠の再評価が進んだ際にもこの文化相対主義の潮流が後押しをしており、その主著である「十二支考」の読み方も多かれ少なかれその影響下にあったと考えられる。

文化相対主義と多文化主義は、少しニュアンスは違うものの、ほぼ似たような方向性で使われている言葉であろう。これは20世紀初頭に北アメリカの先住民の研究をしていた人類学者のフランツ・ボアズ(Franz Boas, 1858-1942)などにより主導された考え方とされている。19世紀後半のヨーロッパの言説は、ダーウィンの進化論と並行して出てきた社会進化論 Social Darwinism を中心に動いていた。これは、未開から文明へと社会が「進化」するという説であるが、今日では生物の多系進化に基づくダーウィン進化論とは異なる単系進化を基盤としているものと考えられる。社会進化論は、しばしばヨーロッパの優位性を所与のものとした文化間の上下関係を肯定する理論として、今日では批判の目にさらされている。

これに対して、文化とは様々な要因により多様性が生じてきたものであり、その文化間には優劣がないというのが、20世紀に入って文化相対主義がもたらした重要な視点であった。西洋文明を頂点に置き、そこに至るまでの社会進化という文化間の優劣をはっきりと示すようなヨーロッパ中心主義を乗り越えるための拠り所として、20世紀には文化相対主義、多文化主義はさかんに論じられるようになった。現実には、この間に国家を中心とした文化間の競争や優劣関係は熾烈さを増したが、少なくとも20世紀の言説の建前としての屋台骨は文化相対主義にあったと考えてよいだろう。

「十二支考」を文化相対主義から考えてみると、世界のさまざまな文化を比較対照しながら熊楠がこの論考群を書き進めていることが注目される。このことは「十二支考」以外の熊楠の他の著作などでも特徴的なものであり、文化相対主義と呼んでよいような要素を、端々に見ることができる。例えば「十二支考」虎の回では、冒頭に登場する、虎に関する中国での呼び方の話題を挙げることができるだろう。

虎の浅毛なるを虦貓、白いのを甝、黒きを艫、虎に似て五指のを貙、虎に似て真でないのを 彪、虎に似て角あるを虎というと言って、むつかしい文字ばかり列べおる。(中略)ちょっと 聞くとまことに出任せな譫語のようだが、実は支那に古来虎多く、その民また特に虎に注意し ていろいろと区別をつけること、あたかもわが邦で鷹や馬にいろいろ種別を立てたごとし<sup>12)</sup>。

つまり、中国には虎が多かったから、中国人は自然と虎の種類に敏感になった。日本では鷹や馬に親しみがあるために、それらについていろいろな呼び名があるということになる。これに続けて熊楠は、ロシアのツンドラ地帯に住む民族がトナカイの色の変化を十一・二種に呼び分けることや、アフリカ南部の民族には牛の毛の色を指すさまざまな言葉があることについても述べている。さらに、地元の田辺の漁夫は、大きさによって出世魚のブリを、「つばす、いなだ、はまち、めじろ、ぶり」と即座に言い分けるとも書いている。

このように、人間は自分たちの生活に関連の深いものに対しては、少しの違いについても鋭敏に 分類するのに対して、自分たちにとって関心の薄いものは大まかにしか認識していないことを、熊 楠は指摘している。こうしたとらえ方は、文化相対主義を唱道したボアズに師事したエドワード・サピア(Edward Sapir, 1884-1939)とその教え子ベンジャミン・ウォーフ(Benjamin Lee Whorf, 1897-1941)によるサピア・ウォーフの仮説とも通じるものであり、少なくとも文化相対主義的な見方、と呼んで差し支えないだろう。熊楠の「十二支考」を、日本にあって 20 世紀的な文化相対主義的な視点を先取りしたものとして評価することは自然である。

熊楠がどのようにしてこの考え方にたどり着いたかと言えば、同時代の欧米の思想に敏感に反応しているというところが根底にある。その証拠として、熊楠が大英博物館で作成した筆写ノート「ロンドン抜書」の、1899年7月から11月に書かれた部分の中には、オーストリアの人類学者であるラッツェルの『民族誌』の筆写があり、「獣ノ色ノミ多ク名ルコト」や「開進民(文明人)色ノ語欠如ノコト」という書き込みが見られる。つまりヨーロッパの文化が進んでいるわけではなくヨーロッパだって色の名前はそれほど多くはない、それはその部分に敏感ではないからだというわけである。こうしたところからも、熊楠が20世紀の知的潮流となった文化相対主義を、「十二支考」での考察につながる自身の思考の基盤としていたことがわかるのである。

## 多文化主義から多自然主義へ

では「十二支考」という著作は、文化相対主義で読み解いていけるのだろうか。これに対する答えとしては、上述のように、少なくとも読み解ける部分があるということになるだろう。熊楠の学問の源泉である古今東西の文献資料が、本質的に多様な「文化」のあり方を基盤とするものであることは疑いない。そして熊楠がそれらの「文化」に優劣をつけずに論じようとしている、少なくともそう努力していることも、明確に跡づけることができる。

アメリカ,英国での生活を経て、熊楠が西洋中心主義を乗り越えようという意図を強く持っていたことは明らかである。このことは、先ほどの名の多様性の話に続けて、熊楠が「開明をもって誇る英米人が兄弟をブラザー、姉妹をシスターと言うて、兄と弟、姉と妹をそれぞれ手軽く言い顕わす語がないので、アフリカ行きの宣教師が聖書を講ずる際、某人は某人のブラザーだと説くと、黒人がそれは兄か弟かと問い返し返答に困る」「3)というような例を挙げていることからも証左される。また全体として、熊楠はいろいろな世界の古今東西の文化、古いものも新しいものも、それから地域にもよらず非常に並列的に見る傾向が強いことも確かである。

その一方で、従来のように文化相対主義、多文化主義のみで「十二支考」を解釈しようとする試みには限界があることも、本論では指摘しておきたい。なるほど「十二支考」には、漢字文化圏やヨーロッパ語の文化圏、またイスラームやアフリカやアメリカ原住民といったおよそ多種多様な文化からのまなざしが満ちあふれている。しかし、そのような多様な文化が十二支やその他の動物をどのように異なる視点からとらえているのか、という解釈だけで「十二支考」を理解することには、違和感がある。

そこで本論では、「十二支考」を読むための手がかりとして、最近、文化人類学で注目されつつある「多自然主義」という考え方を導入してみたい。「多自然主義」がどのような考え方かについては、奥野克巳の次のようなまとめが参考になるだろう。

人間は、有史以来〔人間の他者〕と接触してきた。人間の他者は、かつては交易をしに、ま

たは人や物を奪いにたまにやって来る遠くの他者だったかもしれない。人々にとってより近い他者とは、自らをとりまく動植物、虫、精霊などのほうであった。そうした近しい他者たちとの間で人々の日々の暮らしは営まれていた。異種間で食べ物が分かち合われるだけでなく、そこには、喰い喰われる関係が潜んでいた。人間と人外の距離はほとんどないに等しかった。そのような世界経験を、人類学では近年、多自然主義と呼んでいる<sup>14</sup>

奥野の理論的なバックグラウンドとなっているのは、エドゥアルド・コーン(Eduardo Kohn, 1968-)が南米の先住民に関して調査した結果をまとめた『森は考える』*How Forests Think*(2013)という本である。この本の中でコーンは、森に生息する一種族としてのヒトと、捕食者との関係に注目して語っている。

私たちの生死を左右することもあるような仕方で、ジャガーが私たちのことを表象するものならば、そのとき人類学は、異なる社会の人々が、いかに他なるたぐいの存在をそのようなものとして表象するようになったのかを探査することだけに、自らを限定することはできない。そのような他なるたぐいの存在との出会いによって、見ることや表象すること、そしておそらく知ることや考えることでさえも、人間の専売特許ではないという事実を認めなければならなくなるだろう」。

つまりジャガーがヒトを捕食している限りは、ジャガーがどのように考えているかということがヒトにとっては決定的に重要なことであり、考えているのは人間だけではない。ジャガーが考えているということの中でヒトは生活をしてきており、捕食者としてのジャガーから出発して、森全体がどのように考えているかということがヒトにとって重大事なのだという議論をしていることになる。エドゥアルド・コーンのこうした議論の前提としては、やはり南米をフィールドとする人類学者のヴィヴェイロス・デ・カストロ(Eduardo Batalha Viveiros de Castro, 1951-)が唱えたパースペクティヴィズムという用語がある。

ブラジルの人類学者 E・ヴィヴェイロス・デ・カストロによれば、アメリカ大陸先住民は、人間と人外から成る〈共異体〉で暮らしている。人々は、ジャガーなどの動物や精霊もまた、自らを人間的主体であると思っていると考えている。また、人間は、動物や精霊などのパースペクティブがどのようなものであるのかについて知ることができるとされる16)

つまりヴィヴェイロス・デ・カストロは、パースペクティヴィズムという語を用いて、アメリカ 大陸の先住民の世界が、人間からの見方だけではなく、人間以外のさまざま視点から成り立ってい るということを指摘している。

このような捕食者として人間を食べる側の動物たちの考えが森では主体的なのだというような面から、南方熊楠の「十二支考」虎を読み返してみると、これまでの解釈では不可解だった部分に関して合点が行くところが多く見られる。なぜなら、虎は人間の捕食者であり、しかもごく最近までは主たる捕食者だったからである。そのため、虎が人間をどのように獲物として考えているかとい

うことを人間は考えざるを得なかった、そのことが「十二支考」虎には反映されているということ になる。

#### 「十二支考」と多自然主義

そこで人間に対する捕食者としての虎が、「十二支考」の中にどのように現れるのかについて、 具体的な例を見てみることにしよう。まず熊楠は、虎に食われた人々の話として、中国の例を挙げ ている。「苛政は虎よりも猛し」のことわざに見られるように、古代の中国では人間が虎の被害に 遭うことは稀ではなかった。そこで「十二支考」虎においても、捕食者と被捕食者としての虎と人 間の関係が紹介されているのだが、そこで挙げられている例は、多文化主義と言うよりは多自然主 義の観点から見た方がわかりやすいものとなっている。たとえば『本草綱目』の虎の項目からの流 れで紹介されている次のような記述である。

虎が人を食うごとに耳上に欠痕もしくは割裂を生ずる,その数を験して何人食ったと判る,とある。また『淵鑑類函』に「虎は小児を食らわず。児は癡にして虎の懼るべきを知らず,故に食らわず。また酔人を食らわず。必ず坐して守り,もってその醒むるを俟つ。その醒むるを俟つにあらず.その懼るるを俟つなり」とある。自分を懼れぬ者を食わぬのだ $^{17}$ )。

ここでは、虎から見た捕食体験としてヒトを食うことが語られている。特に後半部では、小児や 酔人のように知覚機能が低く、自分を怖れないものは食わないという虎の視点が明確に示されてい る。たしかに大型の獣から小さな昆虫にいたるまで、捕食者が逃げる者を追うという現象は多く見 られるものであり、こうした中国の古典博物学の知識はそうした観察から見てもある程度説得力を 持つものであろう。

さらに熊楠は「支那には虎に食われたのを知らずに、天に上ったと思っていた話がある」<sup>18)</sup>として、虎に食われた人間(現実には残された人間)の側の意識をとらえようとしている。また「支那で優鬼と号けて虎に食われた人の霊が、虎に付き添い人を導いて人を殺させ、また新しい死人の衣を解くと信じ、インドにもこの話あり」<sup>19)</sup>として、捕食によって虎とヒトとの間に特殊な関係が生じるという例についても紹介している。このように「十二支考」には、人間の文化が虎をどのように見ているか、という多文化主義的な問題意識のみでは、とうてい読み解けないような相互的な関係が説明されているのである。

さらに熊楠は中国の例だけでなく、リヴァース(William Halse Rivers Rivers, 1864-1922)がインドのニルギリ山中の少数民族、トダ族のフォークロアを報告した『トダ族』*The Todas*(1906)に現れる虎の記述を何度も引用している。トダ族の集落の周辺には虎が多く生息しており、その被害も多かった。そこで、トダ族のフォークロアの中には、さまざまなかたちで虎が登場することになる。熊楠は「十二支考」の虎の回を書くにあたって、この本をとっておきの資料として用いたのである。

 の前に膝突き自分の額を虎の鬚に触れたらしい」<sup>21)</sup>というような関係性も示されている。どちらの例においても、人間が虎をどのように見ているかということとともに、虎が人間をどのように見ているかという双方向の視線が示されているのである。コーンが南アフリカにおける捕食者としてのジャガーについて書いていることと全く同じような視点が「十二支考」の中には見られるということになると言えるだろう。

#### 多自然主義とパースペクティヴィズム

パースペクティヴィズムという先ほどの用語に関しても「十二支考」の中には興味深い例が登場する。たとえば、先ほども取り上げた「欧人が虎捕らんとておとしを仕掛けると、夜分土人そこへ之き、虎に告げる体で、これは私らが做たんでない、全くわれらの同意なしに毛唐人がしたのでござると言って帰るそうだ」<sup>22)</sup>というエピソードである。これはスマトラの原住民の話であるが、考えてみると単なる笑い話ではなく原住民が虎の主体性を自然なものとして受け入れているというようなことが見られる。つまり虎の視点を理解しないヨーロッパ人とは異なる世界にこのような人たちが生きていたのだという点を熊楠はとらえていると考えられるのである。

さらに面白いことに「十二支考」を見てみると捕食者としての獣の判断が、人間の文化を決めていると読めるような部分もある。アフリカにおいては、中国やインドで虎が占めている主たる捕食者としての立場をライオンが演ずることになる。そのアフリカの例としてレオ・アフリカヌスの記述から、ライオンは「「およそ男子を食らうに必ず勢」(男性器)より起む。婦人は必ず乳より起む。ただ婦人の陰を食らわず」とは大椿件だ」<sup>23)</sup>という習性があることが紹介されているのである。「大椿件」という言葉で面白おかしく書かれているのだが、この話はパースペクティヴィズムとの関連で考えてみると、虎とヒトとの関係が相対化されていて、非常に興味深いものである。

さらに熊楠は、「婦女山中で獅に出会うた時その陰を露わせばたちまち眼を低うして去る、とある。これは邪視を避くるに女陰をもってすると同一の迷信から出たらしい。(中略)ただし、支那説は虎が女陰を食わぬばかりで、見たら逃げるとないから、アフリカの獅のごとくこれを怖るるでなく、単にその臭味を忌むことという意味らしい」<sup>24)</sup>という例についても述べる。ここでは、虎の捕食対象として人間の性はどのように捉えられているのか。こうした捕食の判断を決めているのは、人間ではなく虎の側の選択である。つまり、性やタブーは人間が人間の文化として決めているだけではなく虎が決めているところがあるというわけでである。虎や、ライオンや、森は、ヒトを含む周囲の環境の中で、どのように考えているのか。How Forests Think というような考え方が熊楠の「十二支考」の中には見られるということになる。

こうした多自然主義の考え方を導入することがなぜ必要なのかという理由の一つとして、多自然 主義から見た文化相対主義の問題点というものがある。これに関して、デ・カストロは次のように 説明している。

文化相対主義は、表象に外在するひとつの客観的で普遍的な自然について語る主観的で部分的表象(文化)の多様性を想像する。その反対に、アメリカ大陸先住民は、純粋に代名詞のような仕方によって、実在する根源的な多様性に適用される、表象ないし現象学的単一性を前景化する(あらゆる種の主体は、自身とその世界を、われわれが自身と世界を知覚するのと同じ

仕方で知覚する)25)。

つまり文化相対主義の場合には、人間の文化の多様性が強調されることになるのだが、アメリカ大陸の先住民にとっては、自然の多様性に対する人間の文化の単一性の方が問題化されているという意味だと読み取れる。たしかに多文化主義は、19世紀的な西洋中心の言説に対する大きな反論として、20世紀に大きな役割を負ってきた。しかし、そのことにより、20世紀には古今東西の多様な人間の文化が、単一の自然を見ているというような方向性が強まったという面もある。そのことにより、無限に重層的で多様なはずの自然に対する視線が急速に狭められてしまったのではないのか。それに対して、アメリカ大陸の先住民が持っていた考え方は、自然に対して人間の文化が持っている単一性を意識することにより、人間を含む自然の中に存在する複雑な関係性と重層性に向けて、我々の視野を開いてくれる面があるということになる。

では、こうした「多自然主義」という問題は、南方熊楠の思考の中にどのように位置づけられるものだろうか。この点で、熊楠がフォークロアなどに関して、しばしば人間の文化の単一性に言及していることは注目される。たとえば熊楠は土宜法龍宛の書簡の中で、『詩経』とローマの詩の一致、およびアメリカ大陸の先住民と中国の十二支の一致について述べた後、次のように結論づけている。

これにて、人間の想像の区域に大抵限りあり、材料に定数あることを知るべし。・・・故に、このことはこれより出た、このことはこのことより出たと、釈迦の説などをその先の人より出た出たという人あらば、試みに抽象的に、例は挙げずに、人間の至道、日常の論理等で、一向先人のいわぬ、故人の気のつかぬことを、なにか一つ言うてきかせてくれというて見よ。実に一つもなきにこまることならん。<sup>26)</sup>

こうした人間の文化の均一性に対する言及に対して、自然に関する熊楠の記述は常にその多様さについて語っている。熊楠の言説は、究極的には「宇宙万有は無尽なり。ただし人すでに心あり。心ある以上は心の能うだけの楽しみを宇宙より取る。宇宙の幾分を化しておのれの楽しみとす。これを智と称することかと思う」<sup>27)</sup>というような、宇宙の無限であることと人間の有限であることに対する認識に基づくものであると言えよう。

#### 21 世紀の知的潮流と「十二支考」

多自然主義は近年の人類学で使われている概念であるが、今後、さまざまな検証を経なければならないだろう。この概念に対して、最初に出てくる疑問点としては、「森は考える」といっても、それは森が考えると人間が考えているだけではないのか、というものである。しかし、多自然主義は「そうではない」という地点から出発している。つまり森は実際に考えているのであり、その一部として人間も考えているということである。パースペクティヴィズムはそのための理論的な枠組みを与えるものであり、森が考えていると擬人化して人間が考えているだけではなく、人間というもの自体が森の中で、森を他者として生きてきて、森という他者の考えを無視することはできないということになる。

とは言え、森が考えているということを人間が考えているのではなくて、本当に森が考えているという一種のパラダイム転換をするためには、やはり方法論を常にきちんと確保しておく必要がある。特に日本では、従来、自然崇拝の文化を礼賛する言説が流布しており、そうした単純なアニミズム論と多自然主義の違いを明確にしなければならないだろう。また捕食者との関係など、人間が多数の動物の中で生きてきたということを踏まえた議論は、霊長類学などでもすでにかなり古くからいろいろなかたちで言及されており、そうした諸分野との連携も必要となってくる。

巨視的に見れば、多自然主義は 21 世紀の知的潮流の一つとして位置づけることもできる。19 世紀は知識人などの特権的な立場の解体という流れの中で、フォークロアの考え方が称揚された。次に 20 世紀には、西洋中心主義の克服を目的として、文化相対主義がその拠り所とされた。もちろん、現在でも知識階級とそうでない層の間の情報の格差や、西洋中心主義が克服されたわけではないが、こうした議論自体は一巡してきているとは言えるだろう。そうした中で、次は人間中心主義の世界観を超越するという流れが、21 世紀の考え方の中で大きくクローズアップされつつある。たとえば社会的な現象としては、LGBTQ+に対する考え方なども、従来の人間観というものを克服する中でしか解決できないという方向性に向かっていると言えるだろう。そうした 21 世紀の人間中心主義の克服という考え方の中にあって、多自然主義は大きな流れの一つとして注目されるのである。

このような 21 世紀の知的潮流としての人間中心主義の解体という課題の中で、南方熊楠の知的活動はどのように理解されていくのだろうか。「十二支考」を多自然主義で読み解くという作業は、こうした問いかけに対する一つの回答を与えてくれるものである。これまでフォークロアや文化相対主義を指標として読まれてきた「十二支考」に対する、21 世紀的な新たな視点を開くものとして、多文化主義は注目しうる概念である。

本論で例示してきたように、「十二支考」のうち少なくとも虎の回は、多自然主義から読み解くと納得できる部分が大きい作品である。ただし虎に関しては人間の代表的な捕食者と言えるものの、虎以外の十二支のうち人間の捕食者と成り得るものはそれほど多くない。実際にヒトの主たる捕食者であったのはオオカミくらいで、これは「十二支考」犬の回で扱われている。それ以外にヒトの脅威と成り得てきたのは何かと考えると、蛇や、龍の回で語られている鰐や鮫が相当するだろう。しかし十二支は、牛、馬、羊、鶏、犬、豚(猪)など、基本的には中国で家畜化された動物が多く、熊楠の記述の内容も、家畜化された動物が文明化された後の人間とどのように交渉してきたのかという方向が中心となっている。そういう意味では、アメリカ大陸の先住民のような「野生の思考」を探り当てる材料という面からはやや逸脱してくるところがある。

その一方で、「十二支考」の中には、文化相対主義ではどうも読み解けないと感じられる面が存在することも事実である。それは、ヒトが動物をどのように見てきたかではなく、動物がヒトをどのように見てきたかという視点が、「十二支考」の端々に見られることが大きな原因である。言い換えれば、そうした視点はヒトではなく、動物の側の事情ということになる。ヒトが動物をどのように見ているのかだけでなく、動物がヒトをどのように見ているのか、そして動物同士はどのような関係性の中にあるのかという問題意識が、熊楠の「十二支考」には色濃く反映されている。

そうした「十二支考」の中の多自然主義的な見方は、どこまで熊楠が意図したものなのか、あるいは原資料の中に内在しているものなのか、という問題も考えなければならないだろう。熊楠が

「十二支考」において用いている資料は、歴史資料としてはかなり初期のものが多く、アメリカ大陸を含むさまざまな先住民に関する人類学的資料も膨大な量に上る。人類の「野生の思考」の中に多自然主義が刻印されているとすれば、そうした資料を通して「十二支考」の中に同じような思考様式が見られることは、むしろ当然であるという見方もできるだろう。

こうした見方に対しては、だからこそそのような「野生の思考」の様式を反映した「十二支考」が、資料ととして重要であると言えるということになる。結局、熊楠の研究においては「十二支考」という著作をどのようにして魅力的に読み解いていくのかということが重要であり、そのためにはその時代の中心的な言説に「十二支考」を還元していく努力が必要なのである。その言説は今までは文化相対主義であったが、今後は、21世紀の知的潮流として登場してきた多自然主義を踏まえて「十二支考」読み解いていくことが課題となるだろう。「十二支考」という知的遺産の読みを未来に向けて開いていくためには、多自然主義という観点を取り入れることが大きな追い風となるのではないかと考えられるのである。

#### 注

- 1) 平川恵実子「南方熊楠の腹稿の現存状況について」『熊楠研究』14巻 14-35 頁。
- 2) 田村義也「南方熊楠「腹稿」は、いつ頃から作成され始めたのか」『熊楠研究』14巻36-48頁。
- 3)『柳田国男·南方熊楠往復書簡』(平凡社, 1985年) 105頁下段。
- 4) 『南方熊楠全集』 (平凡社, 1971-1975年, 以下『全集』と表記) 8巻 178頁。
- 5) 『全集』 8 巻 207 頁。
- 6)『南方熊楠日記』(八坂書房)
- 7) James Frazer, The Golden Bough, 1890
- 8) William Marsden, History of Smatra, 1873
- 9) 『全集』 1 巻 51 頁。
- 10) 『全集』 1 巻 39 頁。
- 11) 『全集』 1 巻 7 頁。
- 12) 『全集』 1 巻 9 頁。
- 13) 『全集』 1 巻 10 頁。
- 14) 奥野克巳『絡まり合う生命』, 2022年, 273-274頁。
- 15) コーン著、奥野克巳他訳 (2016) 『森は考える』 8 頁。
- 16) 奥野, 2022 年, 103 頁。カストロ「アメリカ大陸先住民のパースペクティビズムと多自然主義」『現代 思想』44(5), 2016 年, 41-79 頁を参照。
- 17) 『全集』 1 巻 10 頁。
- 18) 『全集』 1 巻 27 頁。
- 19) 『全集』 1 巻 51 頁。
- 20) 『全集』 1巻 54 頁。
- 21) 『全集』 1 巻 50 頁。
- 22) 『全集』 1 巻 51 頁。
- 23) 『全集』 1 巻 10 頁。
- 24) 『全集』 1 巻 10 頁。
- 25) デ・カストロ著, 近藤宏訳「パースペクティヴの人類学と制御された取り違えという方法」『現代思想』 46(1), 2018 年, 199-200 頁。
- 26) 飯倉照平·長谷川興蔵編『南方熊楠土宜法竜往復書簡』, 八坂書房, 1990年, 323 頁下段~324 頁上段
- 27) 前掲書, 275 頁上段。

# Ⅱ シンポジウム

# 「公共性の危機」と人文・社会科学の課題 ──2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウムの概要──

田中 明彦\* 入澤 崇 小峯 敦 村澤真保呂 清水 耕介 只友 景士 筒井のり子 竹内 綱史

# The 'Crisis Facing Public Sphere' and Challenges in the Fields of Humanities and Social Sciences: Overview of the 2022 Symposium Research Institute for International Society and Culture, Ryukoku University

TANAKA Akihiko\*, Takashi IRISAWA, Atsushi KOMINE, Mahoro MURASAWA, Kosuke SHIMIZU, Keishi TADATOMO, Noriko TSUTSUI, Tsunafumi TAKEUCHI

本報告は、2023年1月18日に行った2022年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム「『公共性の危機』と人文・社会科学の課題」の概要をまとめたものである。 本シンポジウムは2部構成で行った。

第1部は対面とオンラインの併用方式で行った。入澤崇龍谷大学学長の開会あいさつ、小峯敦経済学部教授・村澤真保呂社会学部教授・清水耕介国際学部教授の基調講演者が「経済思想史」・「社会思想・社会学史」・「国際政治思想」の観点から行った講演、只友景士政策学部教授・筒井のり子社会学部教授・竹内綱史経営学部准教授(当時)のディスカッサントが「財政学・公共経済学と公共性」・「社会福祉における『公共性』」・「公共性のありか」というテーマで行ったコメント、参加者からの質問に対する基調講演者・ディスカッサントの回答、基調講演者・ディスカッサントの目論である。

第2部は対面形式で第1部を受けて行った意見交換会である。

本報告では、学長の開会あいさつの全文、基調講演者・ディスカッサントの報告概要を掲載する。

This report summarizes the 2022 Symposium, "The 'Crisis Facing Public Sphere' and Challenges in the Fields of Humanities and Social Sciences," held by the Ryukoku University Research Institute for International Social and Cultural Studies, on January 18, 2023.

The symposium was divided into two parts.

Part 1 was a combination of face-to-face and online sessions. Following opening remarks by Ryukoku University President Takashi Irisawa, Professor Atsushi Komine of the Faculty of Economics, delivered a keynote lecture on "History of Economic Thought," Professor Mahoro Murasawa of the Faculty of Sociology on "History of Social Thought and Sociology," and Professor Kosuke Shimizu of the Faculty of International Studies on "International Political Philosophy." Discussants Keishi Tadatomo, Professor, Faculty of Policy Science, Noriko Tsutsui, Professor, Faculty of Sociology, and Tsunafumi Takeuchi, Associate Professor, Faculty of

<sup>\*</sup> 龍谷大学社会学部教授, 2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム実行委員長

Business Administration, then commented on the themes of "Public Finance, Public Economics, and Publicity," "'Public Sphere' in Social Welfare," and "Whether Public Sphere Exists," respectively. Keynote speakers and discussants answered questions from participants.

Part 2 of the face-to-face session featured an exchange of opinions and ideas.

This report includes the full text of the President's opening remarks and a summary of reports by keynote speakers and discussants.

#### はじめに

#### シンポジウム実行委員長 田 中 明 彦

本報告は、2023年1月18日に行った2022年度龍谷大学国際社会文化研究所(以下、「社文研」という)シンポジウム「『公共性の危機』と人文・社会科学の危機」の概要をまとめたものである」)。

同シンポジウムは、2 部構成で行った。第1 部はハイブリッド形式(対面とオンライン)で、入澤崇龍谷大学学長の開会あいさつ、小峯敦経済学部教授・村澤真保呂社会学部社会学科教授・清水耕介国際学部教授による基調講演、基調講演を受けて行われた只友景士政策学部教授・筒井のり子社会学部現代福祉学科教授・竹内綱史経営学部准教授(当時)のディスカッサントとしてのコメント、参加者からの質問に対する基調講演者・ディスカッサントの回答、基調講演者とディスカッサントとの討論であり、第2 部は対面形式で第1 部を受けて行った意見交換会である。

第1部の参加人数は、対面・オンラインを含めて82人であった。

本シンポジウムを開催するために、シンポジウム実行委員会を結成し、2022年8月9日から同年12月21日までの計6回の会議を行った。実行委員会のメンバーは、社文研から栗田修司所長(社会学部現代福祉学科教授、資料作成・広報担当・閉会のあいさつ)、同事業部から筆者・田中明彦(事業部主任、社会学部現代福祉学科教授、実行委員長・資料作成・司会担当)、安井重雄文学部教授(受付担当)、田村公江社会学部コミュニティマネジメント学科教授(書記・資料作成・司会担当)、同事務局から吉村早莉氏(資料作成・広報・受付・写真担当)・増田和子氏(受付担当)、社会学部から村澤真保呂社会学科教授(副実行委員長、企画立案、講演者・ディスカッサントの選定・交渉・調整、基調講演)、清家竜介同学科准教授(資料作成・広報担当)、舟橋健太同学科准教授(受付・オンライン・文字起こし担当)、築地達郎コミュニティマネジメント学科准教授(資料作成・プレスリリース・オンライン・会計担当)、古荘匡義同学科准教授(ポスター・チラシ担当)の計11人である。また、司会者・基調講演者・ディスカッサントでシンポジウムの打ち合わせを2022年11月29日に行った。

本報告では、学長あいさつの全文2)、基調講演者・ディスカッサントの報告概要を掲載する。

なお、シンポジウム第1部の全報告(質疑応答・討論を含む)については、『龍谷大学社会学部 紀要』63号(2023年5月)において特集として掲載されている。こちらもあわせてご覧いただきたい。

<sup>1)</sup> 本稿の日本語および英文アブストラクトは、田中明彦が執筆した。

<sup>2)</sup> 入澤学長のあいさつは、『龍谷大学社会学部紀要』 63 号(2023 年 5 月, $141\sim143$  頁)に掲載されたものとほぼ同じものである。

#### I 開会のあいさつ

#### 龍谷大学学長 入 澤 崇

学長の入澤でございます。ようこそお越しくださいました。そして、オンラインでたくさんご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

今, 龍谷大学を見ておりまして, 非常に大きな問題は, 瀬田キャンパスから, 社会学部が 2025 年に深草に移るということで, 瀬田キャンパスをそのあとどのようにするかということが, 非常に大きな問題となっております。

そして、忘れてならないのは、この深草キャンパスです。社会学部が深草に来るということで、それをきっかけにして、既存の、この深草キャンパスにある多彩な研究者たちとの交流、それをどのように深めていくかということを常々考えておりましたところ、今回、社会学部の栗田先生、田中先生、そして田村先生をはじめとして、社会学部のほうから、今回、このようなシンポジウムを開催してくださいました。本当にうれしいことであります。

深草には経済学,あるいは国際関係論,政治学,そして哲学というように,非常に多彩な研究者がおられます。その中に社会学部が移ってこられる。私は,これを機に新たな研究のスタートというようなこと、それを大いに期待をしているところでございます。

今回,本当にこのようなかたちでシンポジウムを開催していただいたこと,大変うれしく思います。と同時に,まさに今日をスタートにして,この深草キャンパスの研究活動を,より活性化してもらえたらなと強く思っているところでございます。

今日の「公共性の危機」に関するテーマでありまして、私も常々関心を寄せているところであります。「公共性」ということで、一人思い出す人物がおります。それは、私の研究にも直接関係するのでありますが、紀元前3世紀、インドのマウリヤ朝3代目の王であるアショーカ王。このアショーカ王のことを、私はこの「公共性」という言葉を聞くたびに思い起こしております。

高校の世界史の教科書にも出ておりますので、名前は知られておりますけれども、「武力による統治」から「法による統治」へとコンバートした王であることは、世界史の教科書にも出ております。ただ、その法による統治、「法」はインドの言葉で「ダルマ」と申しますが、それが一体いかなるものなのかということをつぶさに見てまいりますと、「ああ、これこそが公共性だな」というふうに私は思うくらいです。

どういうことかと申しますと、まずインフラの整備。道路をつくったり、あるいは貧しき人たちのための施設、「施しの家」というものをつくったり、貧困層への手当ということを行っております。それから、病院の建設。人間のための病院だけではなくて、まさに生きとし生けるものという観点から、動物病院というものも実はつくっています。

そして、政治というものがどういうものであるか、これを法勅文という形で、各地域に石に文字を刻みまして、政治とはどういうものであるかということも述べています。人々のために力を尽くすこと、これこそが政治であるという文脈のなかで、非常に面白い表現を採っております。政治というのは「債務の返還」だというのです。つまりアショーカ王は、自分は生きとし生けるものから借金をしているに等しい存在だというのです。それを返す行為こそが政治なのだという、これは人

類の政治史全体を眺めてみても、非常に面白い発想であるかと思います。

そうした発想が生まれてくる背景として、東京大学の亡くなられた中村元先生は古代インドにあった「恩」「報恩」という考えに注目しておられます。古代インドには、中国、日本で盛んに「恩」ということが言われるけれども、古代インドにも「恩」という発想はあった。その「恩」を受けている。生きとし生けるものから、私たちは「恩」を受けている。そのことを自覚して、政治でそれを返していく、つまり「報恩」ということです。それを、アショーカ王は「債務の返還」という表現をしているのです。

アショーカ王は仏教に感化を受けた王として名高いわけなのですけれども、仏教信者でありながら、異なる宗教をしっかり保護しなさいというようなことも言っておりますし、辺境地帯では、紛争が起きやすいということで、インド系民族以外の異なる民族を大切にしなさいというようなことも述べております。紀元前3世紀のことであります。

私は、そうしたアショーカ王の採った活動こそが、まさに生きとし生けるもののために、Inscriptions の中でも盛んに「利益」という言葉が出ております。古代インドの言葉で「hita」というのですが、「現世利益」の「利益」です。仏教用語ですと「りやく」といいますが、それと「安楽」「安らぎ」という言葉、「sukha」という言葉も再三出ております。ですから、人々の利益と、人々の安楽のために力を尽くすことが、Ashoka Inscriptions から読み取れるわけであります。

まさにそのアショーカ王の精神, 仏教に感化を受けた政治権力者の姿勢, そして行い, そうした活動から, 私たちは学び直すこと, そこから酌み取ることが多いのではないかと思っているところであります。ですから, 今この時代というもの, いろいろな政治権力者が物議を醸しているところにあって, そしてまさに公共性の危機が叫ばれているところでございます。今日は, 経済学をはじめとして, さまざまな分野からご意見, お考えをお示してくださるということですので, 私も楽しみにしているところでございます。

冒頭、申し上げたとおり、今回のこのシンポジウムをきっかけにして、さらに深草キャンパスが活気に満ちたものになることを願ってやみません。ご参加してくださいました皆さまがたに厚く御礼を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本日は皆さん、本当にご参加いただきありがとうございます。

#### Ⅱ 基調講演

#### 1 経済思想史の観点から

#### 経済学部教授 小 峯 敦

経済思想史の専門家として、6名の経済学者を登場させたい。彼らの理想社会とその難点から現代的観点から吟味することで、今日の課題を浮き彫りにしたい。6名とは、アダム・スミス、ジェレミー・ベンサム、ディヴィッド・リカード、レオン・ワルラス、J. S. ミル、J. M. ケインズである。

第一は経済学の父・スミスである。彼は師匠筋の道徳哲学を受け継ぎ、商業文明を道徳的にも機能的にも擁護した。『道徳感情論』(1759) によれば共感(クールな観察眼)を発動させるフェアプレーの精神が必要となる。『国富論』(1776) によれば利己心や交換性向に導かれ、分業および資本

蓄積が整えば、経済成長が可能になる条件が整う。自らの利益に専ら関心ある健全な市民が、その意図とは無関係に公共の利益(=豊かさの実現)を導く。ただし、その前提と帰結に現代は疑問符が付く。市民社会が成立しない共感の危機、国防・司法・公共事業という市場の前提、分業の弊害が目に余る場合等である。競争やグローバリズムが豊かさや平和をもたらすかどうか、スミスの共感・利己心を吟味する必要がある。

第二の登場人物はベンサムである。ベンサムは人間を快楽と苦痛の主権者と呼び、それまでの清貧の思想(善=損、悪=得)から、功利主義の思想(善=得=徳、悪=損)へ大転換を遂げさせた。個々人は完全に平等で均質である(べきだ)から、社会とは個の単純総和という擬制に過ぎない。こうした世界を現代から眺めると、人間の本性は何か、道徳の改革が監視資本主義(プラットフォーム企業による情報の独占と誘導)を導かないか、社会とは何か、すべては計算可能なのか(不確実性の欠如)、単一の幸福指標(=経済成長)で良いのか、安寧をもたらすのは内面陶冶か外面規制か等の問題に直面する。ベンサムが描いた理想社会は、現代に多くの課題を突きつけている。

第三はリカードである。現在、「モデル分析」の考案者だ。つまり、多くの与件から峻別された 考慮すべき少数の要因間で、明快な因果を確定する思考法である。リカード自身は、資本蓄積を阻 害する市場外の攪乱要因として、救貧法や穀物法、あるいは不換紙幣の濫発などを唾棄した。現代 の眼からは、形式行動しかない階級分析、成長の限界、ビッグデータ時代の因果推論、市場(経 済)と社会の包摂・排反関係など、論点は多い。

第四はワルラスである。理想的な社会は競り市場であり、全参加者に情報が平等に行き渡っている。彼の考案した概念は「ワルラス均衡」「ワルラス市場」等の形で、現代の経済学者の通念になっている。経済的な取引を可能にする「稀少性」というアイデアが、後のロビンズを通じて流布され、効用・欲望の側面から世の中全体を俯瞰する。この社会では欲望は飽和する、他人の僻みや妬みは無視する等の重大な前提を置くことで、連続的で永続的(=無時間)に見える滑らかな社会が実現している。

最後の二名はベンサムやリカードに対する批判者として登場する。第五はミルであり、単純な快苦ではなく、高尚な精神による社会的進歩を志向した。孤立する専門ではなく、社会哲学の応用として隣接する人文学・社会科学の連帯が問われた。特に、定常状態や社会主義の可能性を正面から論じている。第六はケインズであり、マクロ経済の実在を説いて、単純な因果を否定した。ケインズが育ったケンブリッジ学派は「市場の失敗」を真摯に受け止め、課税・補助金・公共事業という形で処方箋を描いた。しかし、現在、「政府の失敗」にも対処する知見が求められている。

ケインズ自身は半自治組織(大学、宗教団体、社会的な大企業など)に期待を掛けており、公共 目的を持ちながら、経営効率化を達成しようとしていた。それは文明社会を守る闘いでもあり、経 済的効率性・社会的正義・個人的自由の絶妙なバランスを達成する理想でもある。

#### 2 社会思想史・社会学史の観点から

#### 社会学部教授 村 澤 真保呂

本発表では近代市民社会における社会思想の流れから登場した社会学の歴史をたどりながら、い

わゆる現代の「公共性の危機」について、社会学の課題と重ねつつ問題を整理する。

社会学が姿を現したのは、市民革命後の混乱が続いた一九世紀前半のフランスである。啓蒙思想は市民革命を起こす原動力となったが、同時にそれは理念におけるさまざまな対立の原因となった。その状況を前に、オーギュスト・コント(Auguste Comte 1798-1857)は、主観的な理念ではなく客観的事実と科学的見地にもとづいて社会問題を解決するための知として「社会学 sociologie」の創設を提唱した。そのためにコントは「社会学の父」と呼ばれることになる。

このようなコントの社会学は、イギリスの自由主義思想と経済学に対抗するかたちで、フランスで社会主義思想の流れの中から登場した。そして国民国家における社会問題の解決のための学として社会学が確立されたのと同時期、そのための具体的政策として社会福祉政策が生まれた。また民主主義社会の「公共 public」を支える学問として、「世論 public opinion」を形成するジャーナリズムと深い関係を結びながら発展した。

しかし二〇世紀後半にグローバル化が進み、国民国家の枠組みが崩れていくにしたがい、社会問題それ自体がグローバル化していき、社会学はその役割の一部を国際関係論や地理学に譲ることになった。また80年代以後の社会主義の解体と新自由主義の広まりにともない、それまで国家の責任で取り組まれるべきとされた「社会問題」が、しだいに個人の「自己責任」で解決すべき問題とみなされるようになっていくと、「社会問題」は「個人化」し、その現れ方も「心理的」な形をとるようになり、その解決は「心理学」に任されるようになっていく。さらに、そのような「個人化」と表裏一体で「地域社会の解体」が進み、人々(public)からなる「社会」が問題を解決する主体として機能しなくなると、その主体は「行政」の「公共政策 public policy」へと移行していく。つまり①「社会問題」の「グローバル化」、②「社会問題」の「個人化」③(地域)「社会の解体」、といった時代潮流のなかで、いまや社会学はみずからの学術的対象と役割を喪失する事態に直面している。

そのような社会学の危機を克服するために、2004年にアメリカ社会学会のマイケル・ブラウォイ Michael Burawoy が提唱した「公共社会学 public sociology」の構想を実現しようとする動きが加速している。これは「社会学の危機」が「人々の社会 public society の危機」と表裏一体であることを踏まえ、その再構築を支える学問として社会学を生まれ変わらせようとする考え方に立っている。そこでは従来の社会学が、二〇世紀後半より科学的手法を洗練し、専門領域として確立されていく中で、しだいに人々 public の立場を離れ、行政による公共サービス public service にエビデンスを提供する学問へと傾斜していったことを反省し、ふたたび「対話」をつうじて人々を結ぶことにより、公共社会 public society の再構築に寄与することが目指されている。

このような公共社会学の方向性は、2025年に予定されている本学社会学部の移転・改組の方針の基盤に据えられており、それは現在の社会学の学術的課題に応じるものであるだけでなく、本学の研究・教育・運営における「公共性」を再構築することにも寄与するものと考えられる。

#### 3 公共性の危機と国際政治思想

#### 国際学部教授 清 水 耕 介

公共性の問題を語るためには、まず公共性の定義が必要となる。公共性についてはさまざまな定

義が可能でるが、ここではプライベートでない状態、すなわち他者が存在する状態とする。この定義は広義の公共性と呼ぶことができるであろう。なぜなら、これまでの伝統的な定義とも言える自由な議論に基づく政治的意思決定とは異なり、ここで定義する公共性は必ずしも政治的な意思決定を前提としないからである。ここでの潜在的な前提は、明示的な意思決定プロセスがなかったとしても、他者の存在は私たちに何らかの形での意思決定を強要するところにある。例えば電車の中で隣り合わせになった他者は、私たちにさまざまな意思決定を求める。すなわち、無視する、会釈する、会話する等の行為が選択肢として生み出されてくるわけであり、例え何の反応をしなかった、すなわち無視するとしてもそれは意思決定の結果であり、その他者の存在自体を否定しているわけではない。その存在を全く否定した場合、すなわちそこに他者が存在しているという認識が不在の場合は、当然公共性は消えることになる。このように公共性を広く捉えた場合、公共性の危機とは他者の存在自体を認識しない状態を意味することとなる。換言すれば、他者の不存在が公共性の危機として考えることができる。

では、他者の不存在という状態がなぜ危機として捉えられなければならないのか。例えば、国際関係における他者の不在の危機は私たちの想像力の欠如として顕在化する。ロシアがウクライナに侵攻した時、トルコ・シリアで大地震が起きた時、シリアで米軍がドローンで空爆した時、ミャンマーで軍事クーデターが起きた時、沖縄の人々の基地に対する明らかな意思表明が日本政府によって無視された時、私たちはそのニュースを視聴し、「酷いな」と思うものの、そこで具体的に何が起きているのかに想いを馳せることは少ない。一般の人々がそう思うこと自体は責められるべきではないであろう。しかし、国際関係の専門家であっても状況は大して変化するわけではない。そこでは人々の自由が蹂躙され、命を落とし、家族・友人を失い、様々な痛みを被っているにも関わらず、私たちは日々の生活を維持することに集中する。あたかも、そこには他者がいなかったかのように。

なぜ私たちは他者に想いを馳せることを忘れてしまったのか。現代社会が経験してきた冷戦終結 以降の様々な変化がこの問いに答えるためのキーであると考えられる。第一に,東西対立,イデオ ロギー対立の終焉とともに生まれた急激な自由主義化とそれに伴う個人主義の内面化が考えられる であろう。資本主義 VS 共産主義という対立構造で展開してきた冷戦が終わると,世界は一気に資 本主義化した。この現象はしばしばグローバル化や自由主義化という言葉で語られてきた。これら の言葉が表す一つの現象として個人の市場化の問題がある。人々は,すべての判断を自己にとって 有益かどうかという一点に絞って行うようになり,この有益性はもっぱら貨幣価値に変換可能であ るという前提を持っている。例えば,選挙に行くためのコスト(投票所まで行くための時間,金, 労力等)とそこから得られる便益(政策によってその人にもたらされる補助金や公共サービス)と を比較考証し,後者が前者よりも大きいと考えられるときに投票を行うという判断をする。その結 果,投票率は底無しに低下する。同様に,大学生は大学まで行って講義を受けるコスト(大学まで 行くための時間,金,労力,面白くない授業を受ける忍耐力)とそこから得られる便益(就職に有 利になる情報,卒業するために必要となる単位など)との比較考証によって講義に出るかどうかの 判断を行う。コロナ禍によってオンライン講義が導入されて以来講義の出席率が低下するのは,多 くの人々が市場の論理を内面化していることと整合的である。

第二に、私たちの生活は、グローバルな市場化の結果もたらされた経営合理化のもと、過激な競

争に晒されている。人件費の削減が徹底されると労働者は必然的に日々のオペレーションに忙殺され、新たなチャレンジに挑まなくなる。ルティーンは当たり前であるが同じことを繰り返すことであり、そこには新たなアプローチは前提されない。仕事にこれまでと違うアプローチを導入することはプラスαの事業となり、必然的にこうした挑戦は先細りとなる。ルティーンをこなすことで日々が終わるからだ。しかし、新しいものへの挑戦は新たな出会いを必要とするものである。物事を全くのゼロから生み出すことはできない。新しいものへの挑戦は、これまで知らなかった様々なこととの出会いを必要とする。他者との出会いである。この他者との出会いを重ねてきた人は、当然に他者への想いも強くなる。このチャンスを現代人は奪われていると言えるだろう。人々は様々な痛みを感じている人々の存在を考える余裕さえなくなっている。人々は、自分のこと以外を考える余裕を失うのである。

危機の第三の原因として科学偏重主義が考えられる。これは科学自体を批判するものではない。 科学の進展は間違いなく人々の生活を改善してきたし、この発展を止める必要は全くない。問題 は、科学的知見も結局のところ人々が使うものであって、その科学を使う人々の成長が科学の進歩 の速度とあまりにもかけ離れたスピードでしかなされていないところにある。卓越した自然科学の 研究者の多くが人文学の知識に長けているのに対して、私を含む多くの社会科学者のその部分に対 する知識はあまりにも貧弱である。その意味で、教養教育の持つ意義は強調してもし過ぎることは ない。

公共性についてはハンナ・アーレントやハーバーマス、熟議民主主義等の様々な理論展開がなされてきた。そこで繰り広げられた議論は豊かなものであり、今日の公共性についての議論に多くの示唆を与えてくれる。その上で、上記の点についての考察が行われなければならないことは当然である。しかし、逆にアーレントやハーバーマスの議論のみで現代社会における公共性の危機を理解することはできないことも明らかである。その意味で、自然科学、社会科学、人文学という垣根を越えた共同の研究が必要とされるであろう。

#### Ⅲ ディスカッサントの報告・コメント

1 現代財政における公共性をめぐって

政策学部教授 只 友 景 士

#### (1) 財政学・公共経済学と公共性

公共部門を研究対象とする財政学や公共経済学において、「公共性」と言えば、真っ先に考えられるのが、「公共財」である。今回のシンポジウムでの討論としては、最初に、財政学や公共経済学が「政府(公共部門)はなぜ存在するのか?」と言う問にどう向き合っているのかから始めたい。

公共経済学は、市場の失敗論から政府の存在根拠を探り、公共財の理論を確立した。公共財とは、対価を払わないものを排除することができない「非排除性」と他のものが消費しても消費が競合しないという「非競合性」という二つの物理的性質を持つとフリーライダーが発生するなど市場では供給できず、政府が公共財を供給すると説明する。公共経済学は、市場で供給できない(供給が困難である)財を公共部門が供給すると考える。市場の失敗から政府を説明する。

一方,財政社会学は、政府は共同体の限界を克服するために生まれたとする「共同体の失敗」から政府を分析する。社会を政治システム(公共部門)、経済システム(市場経済)、社会システム(コミュニティ、市民社会)の三つのサブシステムで動いていると考える。財政社会学は、共同体の失敗から政府を説明する。

現代の政府機能について,新古典派の公共経済学は,資源配分機能(公共財の供給),所得再分配機能,経済安定化機能の3つの機能があると整理している。

#### (2) リバタリアニズムからの問いかけ

リバタリアニズム(自由至上主義)の創始者であるロバート・ノージックは、自由の尊重から最小国家を導き出した。リバタリアニズムは、経済効率ではなく、人間の自由の名において制約のない市場システムを支持し、政府規制に反対する。その主張は、1)パターナリズムの拒否、2)道徳的法律の拒否、3)所得や富の再分配の拒否の三つに要約することができる。そして、このリバタリアンの主張は、先ほど述べた財政の3機能の一つである所得再分配を拒否するものである。リバタリアニアズムは、徹底した自由の尊重から「人には自らの力で稼いだ所得を自由に使う権利がある」と主張し、所得再分配のために所得税を課すことを「強制的慈善」「奴隷制」と激しく批判する。こうしたリバタリアンの論理は、新自由主義的政策の論理として、世界を席巻している。新自由主義的政策は、民営化、市場重視の公共政策への転換を生んでいる。所得再分配を自由の侵害として批判するリバタリアニズムは、自由の尊重から政府の機能を規定し直し、政府の役割の再定義を図り、政府の範囲(公共部門の範囲)を規定し直し、「最小国家」の考えを打ち出すのである。

#### (3) 公共部門の公共性への問いかけ

財政は公共財を供給するものであるから、「公共性」の議論は公共財と絡んだ議論となる。社会資本を整備する公共事業には、公共性があると考えられる。ところが、1990年代から公共事業の公共性が問われる事態が起きてきた。金澤史男によると1990年代の公共事業には「財政の三重化」ともいえる状況が起きていたという。それは、公共事業には、1)素材としての公共財を建設すると言う意味、2)公共事業が国内経済対策としての意味を持ち国内経済政策手段となっていること、3)日米貿易不均衡を是正する目的を持ち対外的経済政策手段となっていること、こうした三重の意味をもち「公共性」を獲得していると言う指摘である。

#### (4) シンポジウム企画の問いかけに応えられるか

公共経済学は公共財の物理的性質から考察するのであるが、公共財にはそれを必要とする人々にとっての「正義論」を含む性質があるのではないか。公共財・公共サービスから人々を排除してはならないといった正義論である。現代財政における公共性を問うときに、正義論を避けて通ることはできず、その議論の手懸かりに「人間の安全保障」の議論は一つの手懸かりになるのではないかと考えている。

#### 2 社会福祉における「公共性」

#### 社会学部教授 筒 井 のり子

社会福祉において「公共性」がどのように捉えられ、議論されてきたのかを概観する。また、社 会福祉は実践科学であるため、具体的に「公共性の危機」にどのように向き合うのかについても考 えたい。

まず、今回の趣旨文に、「~(略)公的責任に基づく「公共サービス」は、その一部が民営化をつうじて市場原理・競争原理に委ねられ、あるいは NPO やボランティアなどの市民の「自己責任」に委ねられるようになりました。」とある。NPO やボランティアが新自由主義的統治性の中で自己責任論を推進したという文脈である。確かにそうした一面があるのも事実であり、それ自体が公共性の危機なのだが、同時に NPO やボランティアの本質や存在が、このような側面からのみ捉えられてしまうようになってきたことも「公共性の危機」なのではないかと考える。

社会福祉における公共性の議論は、以下の3つの観点から行われてきた。

①社会福祉という公共サービスの供給主体をめぐる議論。福祉サービスの供給システムの変化によって、「公共性」概念も変化していった。②市民参加や住民参加を社会福祉の中でどのように捉えるか。③社会関係資本(ソーシャルキャピタル)の議論。この①と③の関係で、②の捉え方が変わる。

次に、社会福祉における「公共性」の概念の変遷について簡単に紹介する。

まず、戦後、GHQ の社会福祉行政の六項目提案の中で、「公私分離原則」が示された。ここでの「公」は、イコール国家、政府を示すものであった。

1970年代後半になるとロブソンの『福祉国家と福祉社会 – 幻想と現実』(翻訳は1980年)という本が登場する。「社会」が「国家」に還元され尽くさない、福祉の担い手が国家以外の多様なファクターを含むという議論である。同時期に地域福祉の概念が登場してくる。高度経済成長後の地域問題に対する制度政策的アプローチ、高齢社会に備えて在宅福祉サービスの整備を考える資源論的アプローチ、住民主体のコミュニティ重視型など様々あるが、その中で、右田紀久恵氏(1973年)が地域福祉と地方分権や地方自治との関係性を指摘し、「新しい公共」について述べているのは画期的なことだった。

80年代後半になると、国が参加型福祉や市民参加を言い始める。市民参加の意義をどこに置くかで、多様な議論があった。

90年代後半には  $V \cdot A \cdot ^{\alpha}$ ストフ(Victor A. Pestoff)の福祉トライアングル理論が紹介され、NPO という概念が福祉分野にも影響を与えるようになる。1998年に「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」が成立し、行政だけが「公共」の担い手なのではなく、市民が主体として、その公共的な課題に関わっていくのだという認識が広がった。

90年代末からの社会福祉基礎構造改革で措置制度から契約制度へ大きく転換し、2000年から介護保険制度が始まった。福祉サービス供給主体の「実践主体」が拡大し、企業や NPO 法人が参入。当初は、福祉多元社会における「新しい公共」の担い手として、NPO への期待があった。しかし次第に事業経営に追われ、企業と変わらないような NPO も増加し、"公共性と当事者性を併せ持つ" NPO 法人が介護保険事業を担う意義というものが見えにくくなり、前述した趣旨文の NPO のイメージにつながっていったように思われる。

「NPO 法」成立から 25 年、市民は NPO への参加によって「新しい公共空間の形成」に関われているのだろうか。「NPO 法」成立にむけて尽力した松原明氏は「NPO とは、人に社会という力を使えるようにする道具」と述べている。人々が NPO という装置を使って社会を変えていく、ということだが、「この約 20 年で、NPO 経営は新自由主義的になった。成果重視で全てを顧客化して

いくと、"ともに"の世界が失われ、社会関係資本が育たない」と指摘している。

このことは、現場のソーシャルワーカーたちも実感している。サービスが整い顧客化することで、その人を取り巻く関係性が崩れていってしまうというジレンマである。

今,「地域に強いソーシャルワーカー養成」が求められているが、地域に強いとはどういうことなのか。地域の社会資源をよく知っていて、地域で新しいサービスを生み出すということもあるだろうが、公共性の危機との関係で言えば、対話と協働が可能となる空間を地域社会にしっかりつくっていけることが、本当に地域に強いということではないだろうか。

#### 3 公共性のありか

#### 経営学部准教授 竹 内 綱 史

こういう学際的な場において哲学畑の人間に求められている役割は、①概念整理と②根本的な問いを発することであろう。これに対応して、最初に二つの問いを掲げたい。①「公共性」とは「自由な言論空間」のことではないのか。②「公共性」にはそれ自体として価値があるのか。以下では、この二つの問いについて、順に説明しよう。

①最初にこのシンポジウムの趣旨説明を一読した時に私の印象は、「一から十まで間違っている」というものであった。そこでは主に「公共サービスの危機」が「公共性の危機」と等置されており、「公共性」を「国家」と等置しているように読める。私の理解では、それは最もしてはいけないタイプの等置であった。しかしその私の理解は、分野の違いに由来することがシンポジウムを通じて明らかになったのではないか。私の前に五名の先生方が「公共性」について話されたが、それぞれの「公共性」ないし「公共」という言葉は、意味内容がバラバラなのである。

齋藤純一『公共性』(岩波書店、2000年)は、冒頭で概念整理をしている。曰く、「公共」という語には、「国家に関する(official)」「みんなに共通の(common)」「誰に対しても開かれている(open)」の三つが混ざり合っており、しかもこの三つは互いに対立すらするものである(viii-ix 頁)。それぞれの専門で「公共性」について論じる際に、この三つの意味の重点の置き方がかなり異なるため、意味がバラバラになってしまっているわけである。

現代において「公共性」が様々な分野で論じられるようになった大きなきっかけは、ハンナ・アーレントの『人間の条件』(原著 1958 年)とユルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』(原著 1962 年)という二冊の本である。そしてこの両者は国家からも社会からも自由な言論空間を「公共性」と呼び、その重要性を訴え、哲学をはじめとする人文学のみならず社会科学にも大きなインパクトを与えたのであった。私が当初、本シンポジウムで扱われる「公共性」が「自由な言論空間」のことだと考えたのは、ここに由来する。だが各学問分野で、その影響やその後の議論状況が異なっていたということなのであろう。

しかし私は、あらためてアーレントやハーバーマスの問題意識を思い起こすべきだと考える。両者の「公共性」理解の一つの重要なルーツは、カントの1783年の論文「啓蒙とは何か」にあり、そこでカントは「理性の公的使用」ということを打ち出している。それは要するに、真理以外の一切の利害関心から自由な言論こそが、あらゆる他の人間的営みに対する審級として、近代において最も重要なものだと主張しているのである。アーレントやハーバーマスはその主張の現代的意味を

再度強調したわけだ。

それゆえ、「公共性」は「共同体」とも「市場」とも「国家」とも違う、ということになる(齋藤前掲書 5-7 頁)。公共性は共同体のような均質的な空間ではなく排他的な帰属を求めないし、貨幣によって価値が一元化されてしまう市場とは異なり価値の質的差異を認めるし、国家とは違い国境が存在しないのである。それらを混同することは議論に混乱を招くだけのように思われる。

②「公共性」にはそれ自体として価値があるのかという問いに移ろう。この問いの意図は、そもそも「公共性の危機」とは一体何の「危機」なのか、ということである。個々人にあっては自らの幸福がかかっている私的領域の方が大事なのは当然であって、公共的なものなどというものは優先度が低くて当然なのに、なぜ「公共性」が危機だと困るのか。

これは実はアーレントとハーバーマスの違いに関係する。前者は自由な言論空間にはそれ自体で価値があると見る一方で、後者は私的領域での幸福を確保するための道具として公共性を考える。それゆえ、「公共性の危機」が問題なのは、それ自体が人間性の危機を意味するということなのか、それとも、個々人が私的な幸福を謳歌するために必要な条件が失われかけているということなのか、どちらなのか。それを考えることがまず必要なのではないか。

私の理解では「公共性」とは「自由な言論空間」を指す。では、それはどこにあるのか。――それはここにある。いまここ、まさにいま私たちがしているこのシンポジウム、そして大学という場、ここが「公共性」なのだ。カントが「啓蒙とは何か」の発想を膨らませて書いた晩年の著作『諸学部の争い』(1798年)は、近代的大学論の出発点であり、大学論の古典中の古典である。そこでの議論もふまえるなら、大学というのは公共性の突端でなければならないのだ。それゆえ「公共性」にいかなる価値を見るかは、「大学」にいかなる価値を見るかに直結するのである。

### 『国際社会文化研究所紀要』執筆要領

- 1. 「国際社会文化研究所紀要」に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等(以下 「論文資料等」という。)は、いずれも他に未発表のものに限る。
- 2. 論文資料等の字数は次のとおりとする。

「論文」: 原則 20,000 字

「研究資料」「研究ノート」: 原則 12,000 字

「書評」: 原則 6,000 字

- 3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文 以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとす る。
- 4. 論文資料等は、電子媒体により提出することとする。また、別に定める「原稿提出表および電子化による公開許諾書」の添付を必要とする。
- 5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。
- 6. 研究代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末まで(研究期間終了後6ヶ月以内)に、論文資料等を提出しなければならない。ただし、「国際社会文化研究所 叢書出版要領」に定める叢書の出版意思表明をした場合は、論文資料等の提出を免除する。
- 7. 研究期間2年以上の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間中に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。
- 8. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
- 9. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
- 10. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
- 11. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を 電子化により公開することについては、複製権(注1)及び公衆送信権(注2)の行使を国際 社会文化研究所に委託するものとする。
  - 注1 複製権:著作物を有形的に再製することに関する権利
  - 注2 公衆送信権:著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
- 12. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
- 13. 本要領は2022 (令和4) 年3月25日から適用する。

以上

附則 1998 (平成 10) 年 6 月17日運営会議決定 附則 2003 (平成 15) 年 1 月16日運営会議改正 附則 2006 (平成 18) 年 4 月26日運営会議改正 附則 2009 (平成 21) 年 3 月 2 日運営会議改正

附則 2010 (平成 22) 年 3 月10日運営会議改正 附則 2016 (平成 28) 年 7 月19日運営会議改正 附則 2018 (平成 30) 年 6 月26日運営会議改正 附則 2020 (令和 2) 年 5 月27日運営会議改正 附則 2022 (令和 4) 年 3 月25日運営会議改正

## 国際社会文化研究所紀要 第25号

2023年6月30日発行

制 作協和印刷株式会社